

富山高岡広域都市計画地区計画の決定について
(小杉インターパーク第二地区 地区計画)

(射水市決定)

射水市都市計画課

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（射水市決定）

都市計画小杉インターパーク第二地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	小杉インターパーク第二地区 地区計画	
位 置	射水市上野・入会地の各一部	
面 積	約 1 1 . 3 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、富山高岡広域都市計画区域の東西のほぼ中央に位置し、国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）に連携する国道472号や広域連携軸である北陸自動車道の小杉ICに近接する交通の利便性に優れた地区である。</p> <p>地区の特性を最大限に生かした活気あふれる商工業が栄えるまちづくりを目指し、物流機能を主体とした拠点形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、新たな広域的な物流拠点の形成を図ることを目指し、適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途と規模を制限するとともに、丘陵地の自然や景観との調和に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境との調和や良好な景観形成に十分配慮する。このため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の壁面位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態・意匠の制限、及び、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	小杉インターパーク第二地区 地区計画	
			地区の面積	約 11.3 ha	
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>1 工業専用地域に建築できるもの ただし、建築基準法別表第二(り)項第三号及び(ぬ)項第一号に掲げる工場を除く。</p> <p>2 物品販売業を営む店舗及び飲食店 ただし、延床面積1,000㎡を超える建築物を除く。</p> <p>3 上記建築物に附属するもの</p>		
		建築物の容積率の最高限度	20 / 10		
		建築物の建ぺい率の最高限度	6 / 10		
		建築物等の壁面位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離の最低限度は、1.0 m以上とする。		
		建築物等の高さの最高限度	31.0 m		
		建築物等の形態、意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は落ち着いた色合いのものとする。</p> <p>屋外広告物は、本地区計画区域内の建築物の用に供する広告物で、形態等の意匠は周辺環境に配慮したものとす。</p>		
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <p>1 生垣又は植栽</p> <p>2 透視可能な鉄さくやフェンス</p>		